



図1) オンライン資格確認の一連の流れ(厚労省の医療機関向けリーフより)

厚労省は「医療情報支援基金」を創設し、一年度予算で三〇〇億円、二年度予算案では七六八億円を計上して全ての医療機関・薬局でのオンライン資格確認のシステム導入を二〇二三年三月末までに目指す方針を立てている。現行法ではオンライン資格確認は義務化されていない。お手元に届いているリーフレットには、あなたが来年三月から医療機関・薬局でのオンライン資格確認の導入が義務付けられているかのような記述である。

しかし、「オンライン資格確認」を導入するかどうかは、あくまでも医療機関の任意であることにも注意が必要である。円、二〇年度予算案では七六八億円を計上して全ての医療機関・薬局でのオンライン資格確認のシステム導入を二〇二三年三月末までに目指す方針を立てている。現行法ではオンライン資格確認は義務化されていない。

「オンライン資格確認」の利便性が案内されているが、オンライン環境の整備の補助金が、マイナンバーカードのカードリーダーの設置申請をしなければならぬことに注意が必要だ。今回の無償配布事業はマイナンバーカードの普及振興策であるが、医療機関の窓口で無資格者であることが判明した場合、患者対応で新たな種類のトラブルが発生することも予想される。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前にマイナンバー(行政手続き等ができる個人専用サイト)の手続きをする必要がある。手続きをしていない患者が来院した場合は、医療機関に設置したカードリーダーによる

オンライン資格確認の導入のメリットとして「資格確認による返戻レセプトの削減」が打ち

出されているが、無資格による返戻件数は厚労省の研究報告書でもわずかに二七％にすぎない。

また、マイナンバーカードを直接取扱う金融業者や行政の担当者向けに、高年齢者が機械の使用が分からず、窓口のスタッフが代わりにお願いすることは容易に考えられる。

健康保険証の受給資格の確認は、療養担当規則の第三条に規定されている。今後この規定が変更される可能性が高い。個別指導においては療養担当規則の遵守が求められる。将来的に患者がマイナ

どうする!? オンライン資格確認

カードリーダー 申請は任意 当面は様子見で

医療機関窓口での「オンライン資格確認」が二〇二二年三月から導入される。厚労省は九月から始める「オンライン資格確認」の利用申請に先立ち、ポータルサイトを開設。七月上旬に全医療機関に対し「オンライン資格確認導入に向けたご案内」と記載されたリーフレットを送付した。

リーフレットには、あなたも、すぐにポータルサイトのアカウント登録など、導入に向けた準備に取りかかなければならないかのような記述が並んでいる。しかし、無償提供を受けられる申請期間の切は三年後(二〇二三年)とされておりに急ぐ必要は全くない。

むしろ、カードリーダーの提供を受けられたい。

本紙ではこれまでマイナンバーカードの問題を指摘してきたが、本号ではこのリーフレットの内容の検証とこれまでに協会に寄せられている質問等の一部に就いて、紙面の感想や「マイナンバーカードのカードリーダー無償配布」に関するご意見等については編集部に寄せられた。

「オンライン資格確認」の方法は2種類

「オンライン資格確認」の利便性が強調されているが、無資格による返戻件数は厚労省の研究報告書でもわずかに二七％にすぎない。

無償・補助金の対象はマイナンバーカード使用のみ

無償提供、システム整備の補助を強調しているが、対象となるのはマイナンバーカードのカードリーダーの設置を申請した場合のみである。

窓口でマイナンバーカード紛失リスク可能性大

マイナンバーカードを用いて資格確認をする場合、患者自身がカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、カードリーダーに自分の顔を認識させることで確認されるとされている。

取扱い担当者のガイドライン

医療機関で他人のマイナンバーを見る、間違っ持ち帰る、煩雑な手続き等、様々なリスクが想定されるもの、それらへの対応策やガイドラインは現段階では示されていない。

保険証のみで医療は受けられる

政府はマイナンバーカードの普及を高めるために、マイナンバーカードの普及を高めることが予想されるが、マイナンバーカードを保有している国民が増えることが予想される。

カードリーダーの提供の前に

国は、マイナンバーカードを五月二十五日に廃止し、今後「新規発行」と「再交付」、住所変更等が必要な場合は必然的にマイナンバーカードを作らざるを得ない状況を構築した。今後、マイナンバーカードを作らざるを得ない国民が増えることが予想される。

個別指導に弁護士が帯同できます

「顔認証付きカードリーダー」が無ければ保険証として利用できないという新たな問題も生じてくる。

重要

オンライン資格確認導入に向けたご案内

大切なお知らせです。必ず中身をご確認ください

厚生労働省 社会保険診療報酬支払基金

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

内閣府 厚生労働省 社会保険診療報酬支払基金

患者向けリーフ(図2) *マイナンバーカードの保険証利用を前面に。医療機関向けとは打ち出しが違ふ。

認証、または四桁の暗証番号による「初回登録」ができることとしている。特別定額給付金一〇万円給付のオンライン申請で大きな混乱が起きたように、患者の利便性がどれだけ高まるのか、また医療機関にとって患者の増加につながるのかは未知数といえよう。カードの普及率はまだまだ低く、仮にカードの所持者であっても健康保険証は従来どおり使用が可能である。持参するリスクを考慮すれば、従前どおりの手続きが期待されよう。患者から積極的にカードリーダーの利用を求められることは少ないとみられる。

政府はマイナンバーカードの普及を高めるために、マイナンバーカードの普及を高めることが予想されるが、マイナンバーカードを保有している国民が増えることが予想される。

健康保険証の受給資格の確認は、療養担当規則の第三条に規定されている。今後この規定が変更される可能性が高い。個別指導においては療養担当規則の遵守が求められる。将来的に患者がマイナ